

中国地方整備局が実施する入札不調等に対する当面の対策

1. 工事発注段階

(1) 見積りの提出を求める方式の採用

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落となった工事若しくはその恐れがある工事において適用できるものとする。

(2) 諸経費関係

施工箇所が複数箇所に跨がる工事においては、「施工箇所が点在する工事の積算方式」を適宜活用すること。

(3) 条件明示

設計積算にあたり、工事の施工に係る制約事項については、設計図書に適切な条件明示を行うこと。

2. 工事変更（精算）段階

(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

通常地域内から調達する採石や土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用、通常特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用について、工事実施段階で当初の調達条件では調達が出来ず、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合に輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更できるものとする。なお、「地域内からの調達が出来ないこと」の確認は3者程度とし、協会等が存在する場合は協会に確認することで足りるものとする。

(2) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

工事箇所近隣だけでは労働者等を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、受注者からの協議をもって設計変更できるものとする。

(3) 工事の一時中止措置

平成30年7月12日付け国中整技管第62号「平成30年7月豪雨に伴う工事及び業務の一時中止措置について」に基づき、工事の一時中止を行った場合は、「工事一時中止ガイドライン」に準拠し、それに伴う増加費用について適切に変更を行うこと。

(4) 単品スライドの適用

平成30年7月豪雨による影響等により、材料単価が当初契約時に比べ高騰している場合は、単品スライド条項を適切に活用するものとする。

(5) その他

2. (1)～(4)を採用する場合、及び明示した条件に差異が生じた場合は、その状況が確認できる資料を受注者から提出頂き、「設計変更審査会」等にて受発注者間の情報共有並びに適切な設計変更を行うものとする。また、(技)副所長等から業界団体等へのヒアリングを実施するなどにより、調達環境の変化を把握し、その状況を技術管理課まで連絡すること。

3. 入札・契約手続き関係

(1) 適切な工事規模の設定

不調・不落の発生要因として、技術者(主任・監理技術者)の不足が想定されるため、できるだけ発注ロットを拡大すること。なお、施工場所が点在する場合、出張所を跨ぐ範囲を1工事として発注することは避けること。(1工事で主任監督員が2名とならないように配慮する。)

(2) 発注等級区分の特例緩和

一般土木工事において、予定価格が3億円未満で技術的難易度がⅢ以上の工事について「B+C」等級での発注を可能としていたが、技術的難易度Ⅱ以下の工事においても「B+C」等級での発注を可能とし、積極的に活用する。

(3) 競争参加資格における地域要件の緩和

一般土木工事のC等級及び維持修繕工事での発注工事については、競争参加資格における地域要件は原則、「広島県内に本支店営業所」とする。

(4) 配置予定技術者の「同種工事の実績」の緩和

配置予定技術者の競争参加資格の同種工事の施工実績及び総合評価の同種工事の施工実績の緩和を行う。

<競争参加資格>

当該工事の主要工種で幅広く設定する。

<総合評価>

競争参加資格で設定した主要工種のうち、主たる工種の施工実績がある場合を優位に評価する。(2段階評価とする。)

(5) 一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料（施工計画及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができる一括審査方式を積極的に活用すること。

（6）余裕期間制度の積極的活用

施工時期等の平準化、計画的な事業執行のため、落札決定後に受注者が工期を設定出来る余裕期間制度（任意着手方式・フレックス方式）を積極的に活用すること。

4. 留意事項

（1）過度な資料要求の禁止

協議書及び設計変更審査会の資料作成について、過度な資料要求を行わないよう注意すること。特に初期段階で方針を示すなどにより、受注者が作成する資料について何度も修正が生ずることが無く、また打合せ回数も減らすなどの工夫を図ること。

（2）建設工事の技術者の専任等

監理技術者の専任を要しない期間、主任技術者の複数工事の管理、現場代理人の常駐義務緩和については、平成26年2月24日付け国中整契第401号「建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて（改正）」により適切に運用すること。

以上

【発注段階】工事の積算（見積りを活用する積算方式について）

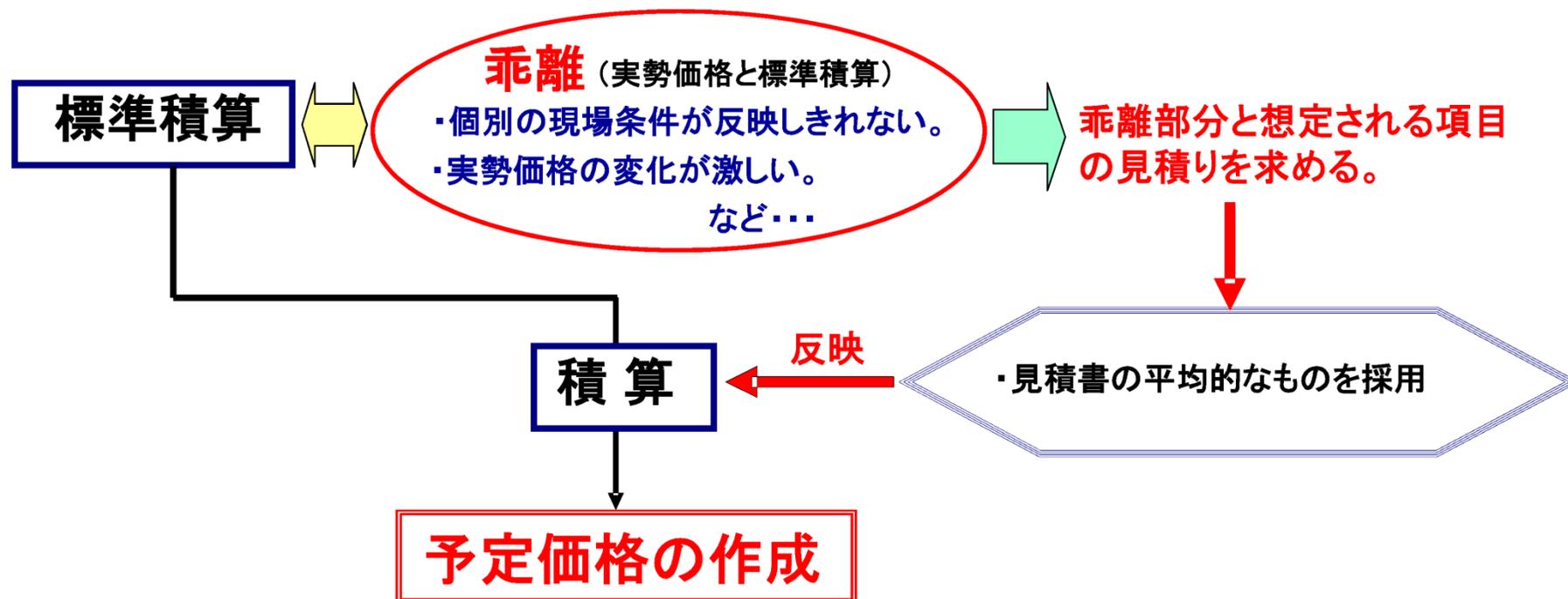
特記仕様書記載例（対象工事には、以下のような記載を致します。）

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積もり活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



【発注段階】工事の積算(施工箇所が点在する工事の積算)

○現在の算定方法

- ・直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

○平成26年4月からの算定方法

適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を実施。

- ・原則市町村単位で箇所を設定した上で、**なお直径1km程度以上を越える点在範囲**については、**別箇所**として扱い、**箇所毎に間接工事費を算定**。

- ・変更契約において、**新規工事箇所の追加(工事原価まで官積算100%)を認める**。

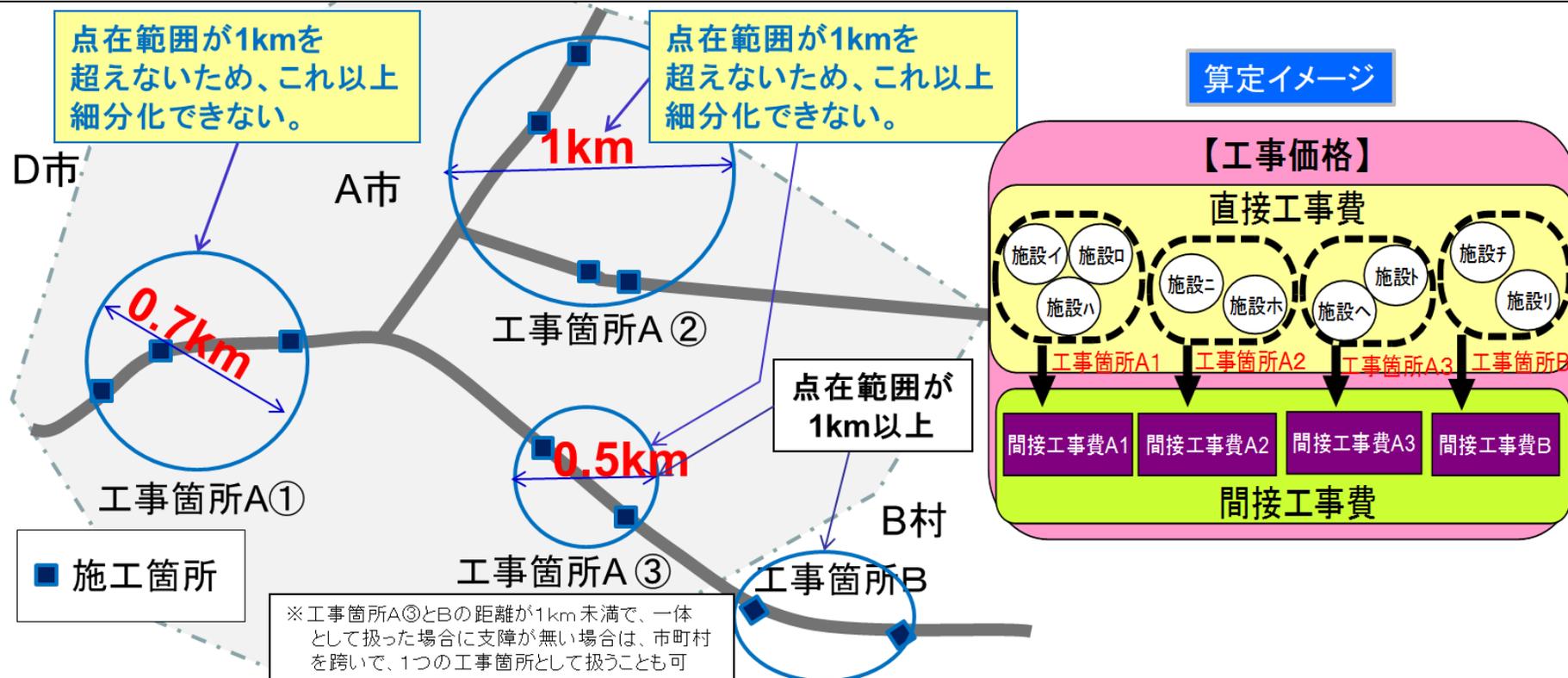
(新規工事箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)

- ・**直接工事費の日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定**することとする。

- ・また、本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。



【発注段階】条件明示

現場説明書追加事項に適切に条件明示を行うこと(円滑な設計変更のため)

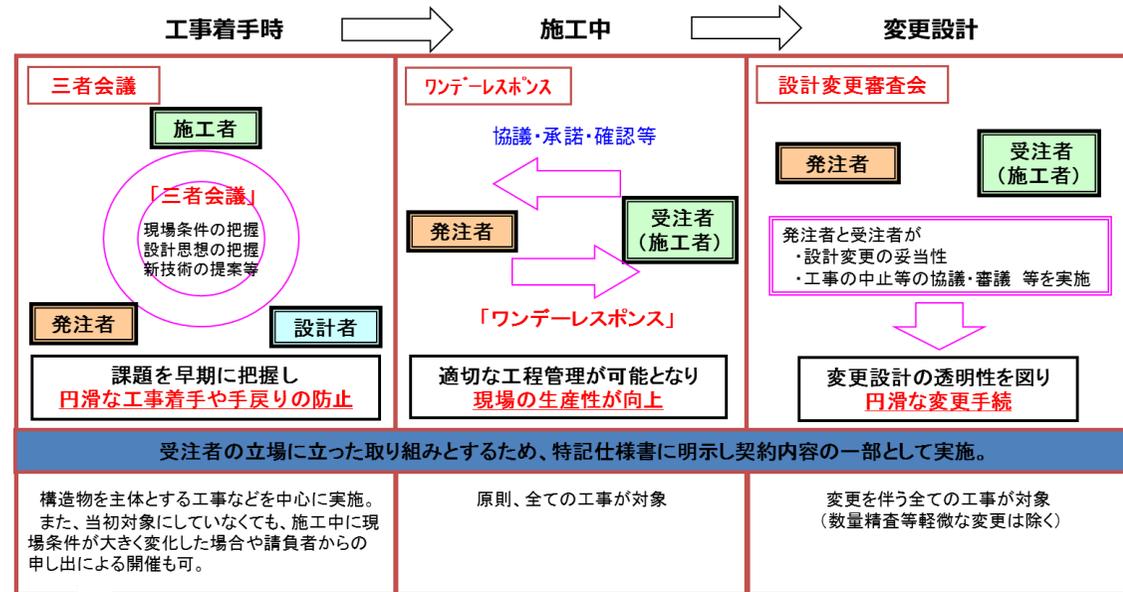
- ◇ 「設計条件」や「施工方法」また「協議調整事項」や「解決時期」などの条件名を適切に行うこと
(条件明示マニュアル等参照)
- ◇ 「設計・契約変更ガイドライン」により、適切な設計変更を行うこと
- ◇ その場合、「設計変更審査会」等を活用し、何度も資料作成を行わず、内容確認や対応方針決定が行えるように留意すること(協議の迅速化)

●設計変更ガイドラインの遵守

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-1-1-13 ～ 1-1-1-15		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追-1	設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案) (国土交通省中国地方整備局) 及び「工事一時中止に係るガイドライン(案) (国土交通省) によることとする。
		設計変更審査会	追-2	設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的とし、設計変更の内容等について発注者と受注者で組織する審査会として「設計変更審査会」を設置している。 原則、全ての工事(ただし、簡易な工事及び数量の精算などが変更内容の工事を除く)を対象に、施工方法、工事の一時中止、契約変更の内容等について円滑な設計変更協議のため、必要に応じて設計変更審査会を活用することができるものとし、原則1回以上開催するものとする。 なお、設計変更審査会の活用にあたっては、監督職員と協議するものとする。

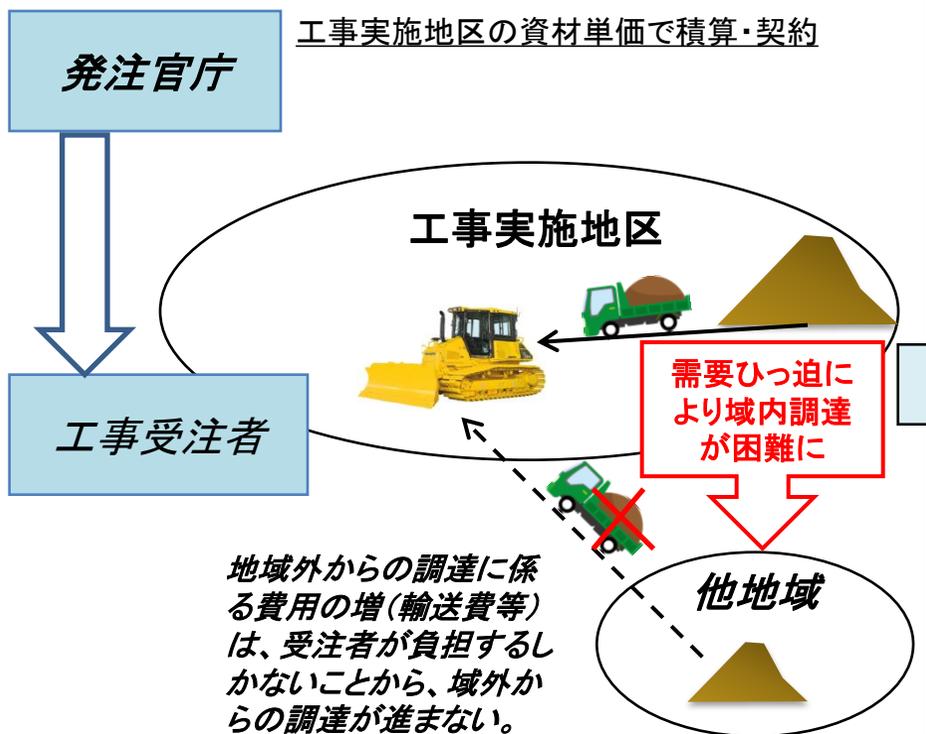
●受注者との情報共有や協議の迅速化



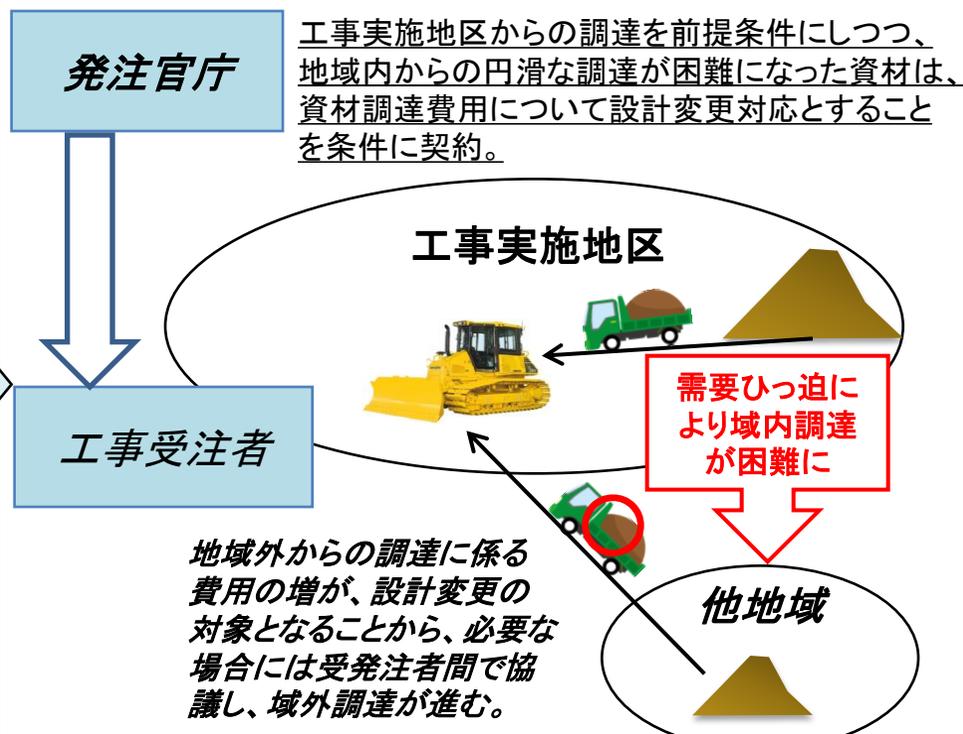
【変更段階】工事の積算(建設資材の遠隔地からの調達)

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現状



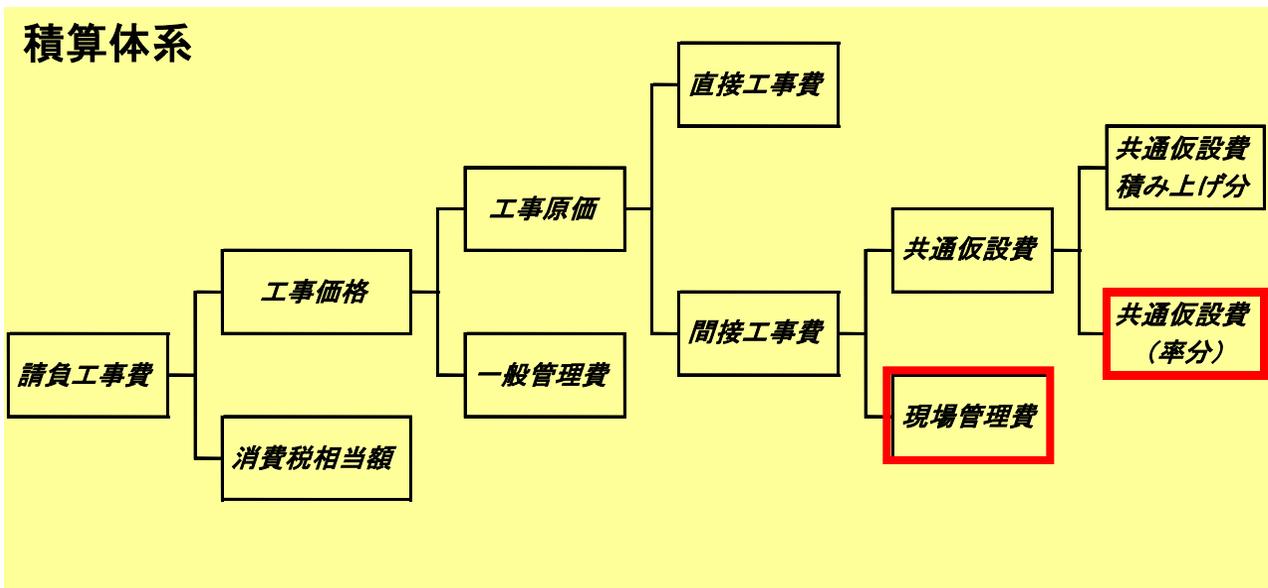
対策



【変更段階】工事の積算(労働者を遠隔地から調達する場合)

- 補正予算の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

- 営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用
 - ・宿泊費
 - ・借上費
 - ・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

- 労務管理費
 - ・募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)
 - ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について**受注者**から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な**受注者**の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

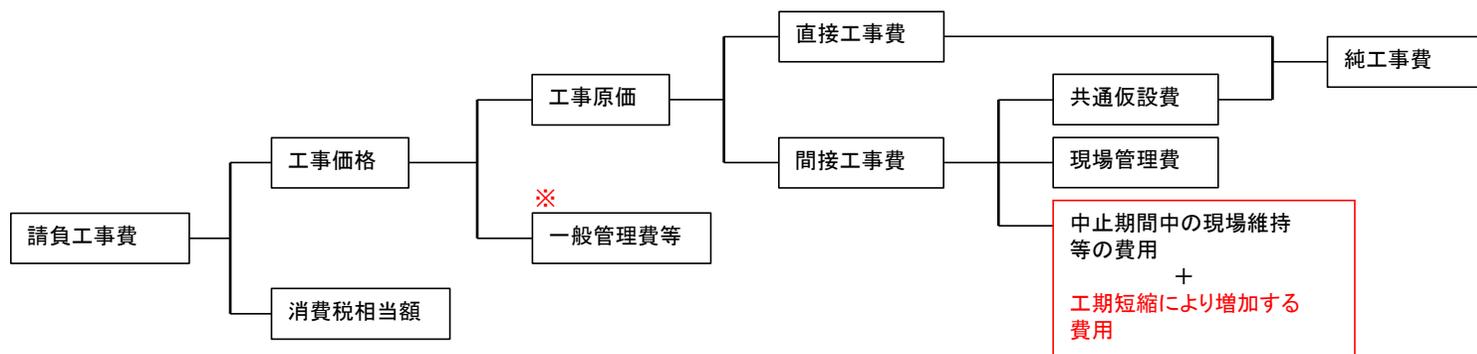
- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

増加費用等の構成

- ◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用は、**工事原価内の間接工事費の中で計上し**、一般管理費 等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

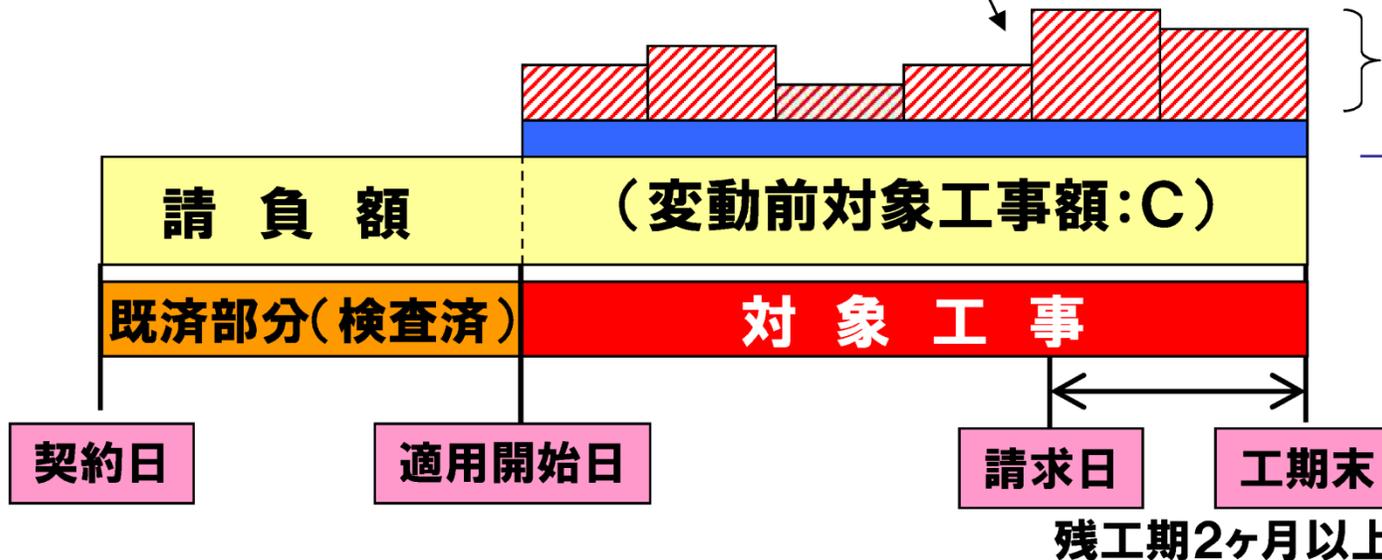
工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材:油脂類、鋼材類、コンクリート等
特定の資材

主要材料の変動額(A)
(材料費のみを対象)



単品スライド変更額
 $= A - C \times 1\%$

ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライドの適用可能

●発注ロットを拡大し、工事件数の縮小を図る

(施工箇所が点在型となる場合の留意事項)

- ・「元請の技術者が不足している」という状況に鑑み、工事件数縮小のため「発注ロットを拡大」するなどの対応を行うこと
- ・一方で、点在型となる場合は、工事内容及び箇所間距離によっては、「複数技術者が必要になる」という意見もあることから留意すること

例① 出張所を跨ぐ範囲を1工事として発注することは避ける

(1工事で主任監督員が2名以上とならないように配慮)

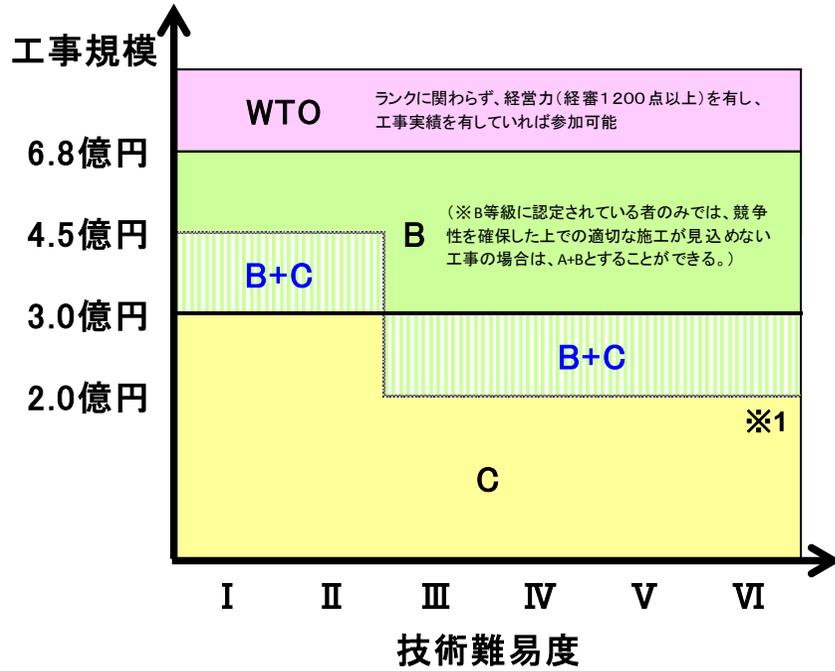
例② 会計手続きに留意しながら、十分な工期を確保する など

- ・工事積算においては「施工箇所が点在する工事の積算」によること

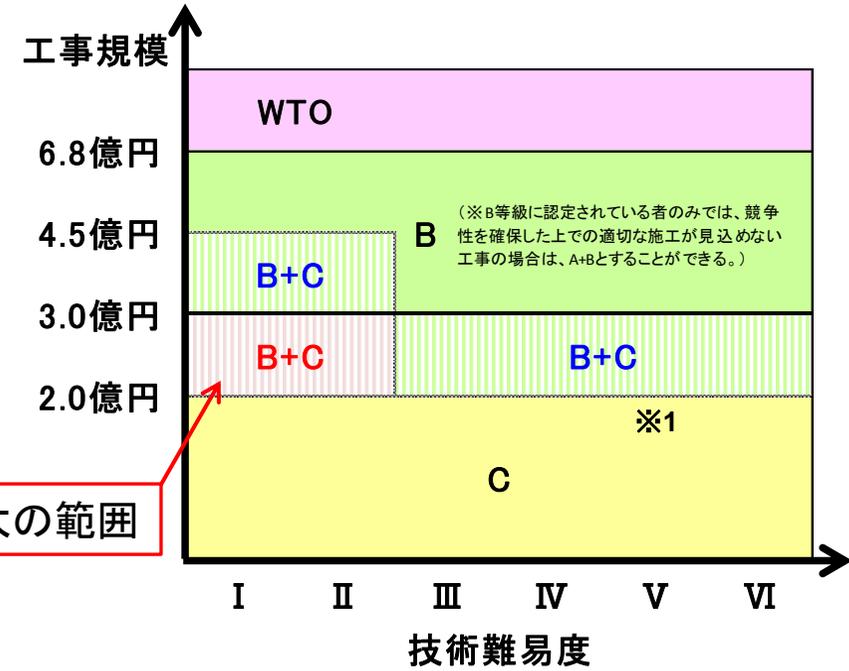
【入契手続き関係】発注等級区分の特例緩和

- 広島県内の一般土木工事における競争参加資格要件の等級区分の特例緩和。
- 予定価格が2億円以上3億円未満の難易度Ⅱ以下についても、B+Cに拡大。

《 現行 》



《 緩和 》



※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

【入契手続き関係】競争参加資格における地域要件の緩和

➤ 広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

《地域設定の標準的な考え方》

・本支店営業所の所在地(参加資格要件)

一般土木工事C ランク 及び 維持修繕工事

広島県内事務所

<現在の設定>

<緩和策>

- ・太田川河川事務所
- ・広島国道事務所
- ・土師ダム管理事務所
- ・温井ダム管理所
- ・弥栄ダム管理所

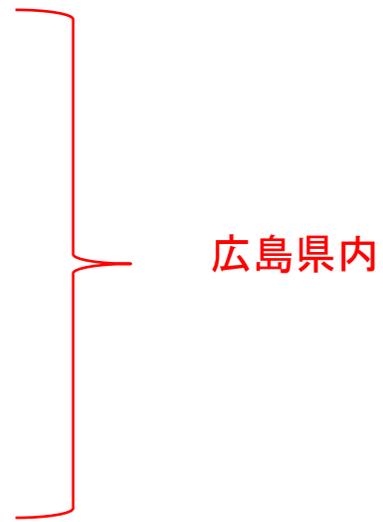
→ 広島地方生活圏

- ・福山河川国道事務所
- ・八田原ダム管理所

→ 備後地方生活圏

- ・三次河川国道事務所

→ 備北地方生活圏



【入契手続き関係】配置予定技術者の「同種工事の実績」の緩和

➤配置予定技術者における競争参加資格の実績要件及び総合評価の実績評価を緩和。

《 現行 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「同種工事の施工実績」とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
掘削又は切土の施工実績を有すること。

例2) 道路改良工事(盛土工事)の場合
盛土の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・配置予定技術者の同種工事の実績については、当該工事と同等規模を基準に「より高い同種性が認められる工事」、「高い同種性が認められる工事」、「同種性が認められる工事」の3段階で評価を行うことを原則とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
より高い同種性・・・掘削の土量が10,000m³以上
高い同種性・・・掘削の土量が5,000m³以上
10,000m³未満
同種性・・・掘削の土量が5,000m³未満

《 緩和 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「同種工事の施工実績」を当該工事の主要工種で幅広く設定する。(複数の工種を設定)

例1) 道路改良工事の場合
道路土工又は防護柵工又は排水構造物工の施工実績を有すること。

例2) 法面工事の場合
法面工又は道路土工又は擁壁工の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・競争参加資格要件で設定した工種のうち、主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価し、2段階で評価する。(チャレンジ型と同様)

例1) 道路改良工事の場合
より同種性・・・道路土工の施工実績
同種性・・・防護柵工又は排水構造物工の施工実績

【入契手続き関係】一括審査方式の積極的活用

◆目的

一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減、受注機会の拡大を目的に実施。
平成29年度から施工地域の拡大を図り、本官工事は中国5県を対象とする。
平成30からは、更なる事務量の軽減を図るため、**配置予定技術者を配置できなくなったことの申し出の手続きを踏まず無効として取り扱う。**

◆一括審査方式の適用条件(下記の①～⑦の全ての条件を満たすこと。)

- ①支出負担行為担当官(本官)又は分任支出負担行為担当官(分任官)が同一である工事
- ②工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③工事種別及び等級区分が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(本官工事は中国5県を対象)
- ⑤入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑦「工事技術的難易度評価表」のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

申し出の手続きを踏まず無効として取り扱う場合の入札説明書記載例

○. 落札者の決定方法

-)A工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。
B工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

：

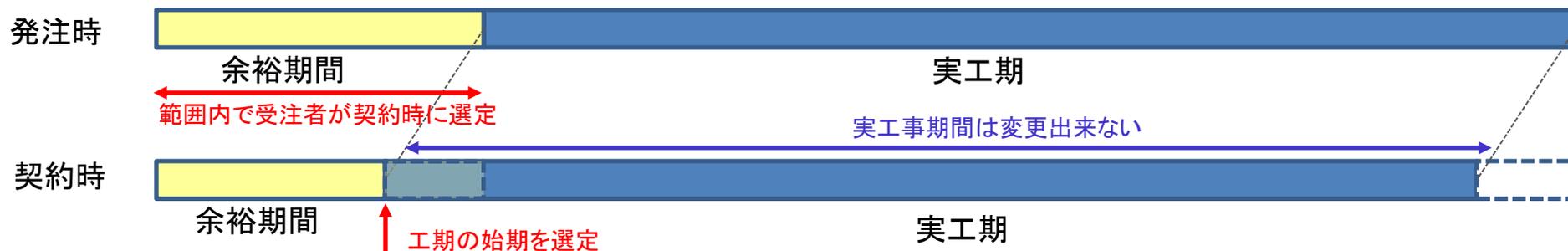
【入契手続き関係】余裕期間制度の積極的活用

◆施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行のため、下記の余裕期間制度を活用するものとする。

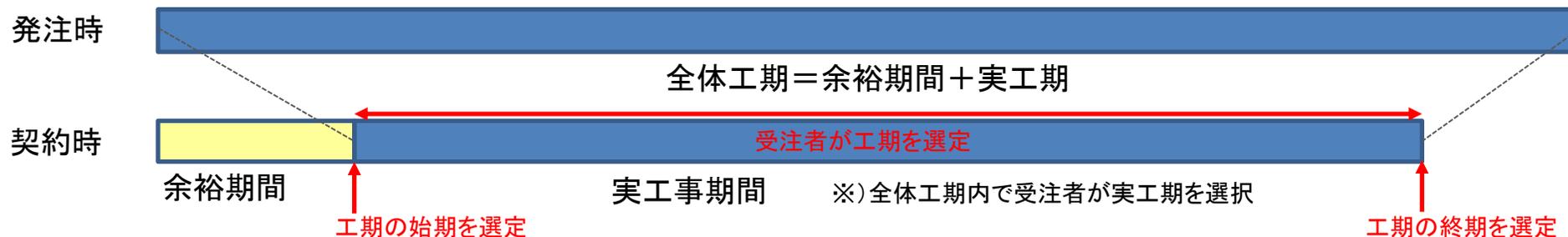
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置: (1) 余裕期間: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
(2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

【留意事項】専任の主任技術者の取扱い(要件緩和)

(建設業法施行令 第27条第2項)
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

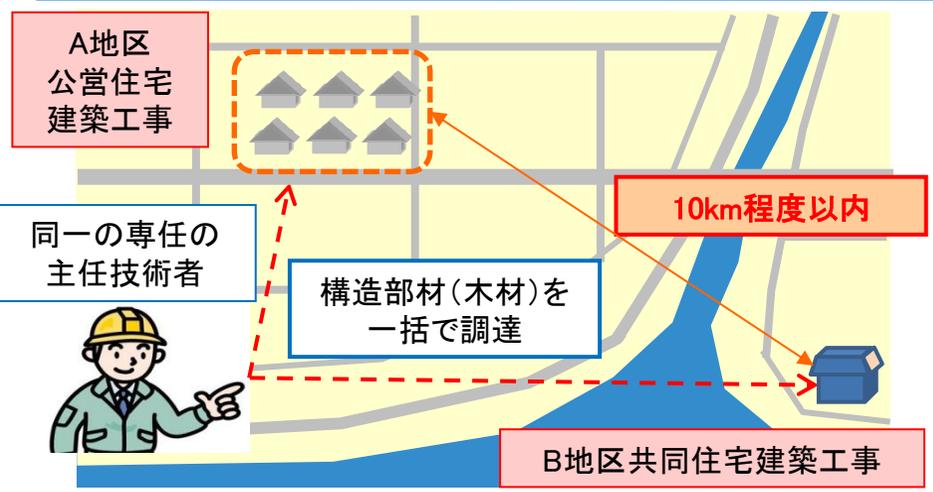
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

- (例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要